

新	旧	備考
<p data-bbox="82 164 987 240">資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険の取扱について</p> <p data-bbox="501 280 987 376">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014 沿革 (略) <u>令和6年2月28日 一部改正</u></p> <p data-bbox="82 416 987 946">海外事業資金貸付のうち、別表1に掲げる本邦にとって重要なエネルギー資源又は鉱物資源（以下「資源エネルギー」という。）に関する以下のいずれかに定める案件に対する海外事業資金貸付（当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後せず、かつ償還期日が明確に定められているものに限る。）であって、原則として資源エネルギーに係る引取及びその他取引に係る代金の決済並びに当該貸付の償還のために株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が別に定める国の銀行（日本貿易保険が認めたものに限る。）にエスクロウ口座が開設されるものに対する海外事業資金貸付保険及び当該海外事業資金貸付に係る保険契約を関連貸付保険契約としてスワップ取引保険を締結する場合における当該スワップ取引保険については、下記のとおり取り扱う。なお、日本貿易保険が特に認めた場合は、エスクロウ口座の開設は不要とする。</p> <p data-bbox="82 986 271 1018">1～2 (略)</p> <p data-bbox="517 1058 551 1090">記</p>	<p data-bbox="987 164 1892 240">資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p data-bbox="1406 280 1892 344">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014 沿革 (略)</p> <p data-bbox="987 416 1892 711">海外事業資金貸付のうち、別表1に掲げる本邦にとって重要なエネルギー資源又は鉱物資源（以下「資源エネルギー」という。）に関する以下のいずれかに定める案件に対する海外事業資金貸付（当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後せず、かつ償還期日が明確に定められているものに限る。）であって、原則として資源エネルギーに係る引取及びその他取引に係る代金の決済並びに当該貸付の償還のために株式会社</p> <p data-bbox="987 719 1892 903">日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が別に定める国の銀行（日本貿易保険が認めたものに限る。）にエスクロウ口座が開設されるものに対する海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。なお、日本貿易保険が特に認めた場合は、エスクロウ口座の開設は不要とする。</p> <p data-bbox="987 986 1176 1018">1～2 (略)</p> <p data-bbox="1420 1058 1453 1090">記</p>	<p data-bbox="1892 196 2157 260">スワップ取引保険の創設に伴う改正</p>
<p data-bbox="98 1142 506 1174">(資源エネルギー総合保険特約)</p> <p data-bbox="82 1182 987 1439"><b>第1条</b> 日本貿易保険は、上記に掲げるものに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得若しくは上記に掲げるものに係る保証債務の負担に係る海外事業資金貸付保険を引き受ける場合又は当該海外事業資金貸付に係る保険契約を関連貸付保険契約としてスワップ取引保険を引き受ける場合であって保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添の資源エネルギー総合保険特約を付すものとする。ただし、案件により別添の規定</p>	<p data-bbox="1003 1142 1411 1174">(資源エネルギー総合保険特約)</p> <p data-bbox="987 1182 1892 1398"><b>第1条</b> 日本貿易保険は、上記に掲げるものに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得又は上記に掲げるものに係る保証債務の負担に係る海外事業資金貸付保険を引き受ける場合であって保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添の資源エネルギー総合保険特約を付すものとする。ただし、案件により別添の規定とは異なる特約を付すことがある。</p>	<p data-bbox="1892 1174 2157 1238">スワップ取引保険の創設に伴う改正</p>

<p>とは異なる特約を付すことがある。</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和6年3月15日から実施する。</u></p>		
<p>(別添)</p> <p>資源エネルギー総合保険特約</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p><u>第3章 スワップ取引保険に付す特約</u></p> <p>「 1 <u>保険金額は、保険価額に次の割合を乗じた金額の範囲内の額とする。</u></p> <p>一 <u>スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003。以下「約款」という。）第3条第1号から第9号までに該当する事由の場合 100分の100</u></p> <p>二 <u>約款第3条第10号から第12号までに該当する事由の場合 100分の97.5</u></p> <p>2 <u>約款第6条にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第4条又は第5条に基づき算出した損失額から約款第6条第1項各号に掲げる額を控除した残額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。</u></p> <p>一 <u>約款第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由に係る場合 100分の100</u></p> <p>二 <u>約款第3条第10号から第12号までのいずれかに該当する事由に係る場合 100分の97.5</u>」</p>	<p>(別添)</p> <p>資源エネルギー総合保険特約 <u>(海外事業資金貸付)</u></p> <p>第1章～第2章 (略)</p>	<p>スワップ取引保険に係る資源エネルギー総合保険特約の創設 (1項：付保率、2項：てん補率)</p>